

i n f o r m a t i o n 情 報 館 i n f o r m a t i o n

【情報館】●特にことわりのないものは4月1日(水)から申し込みを受け付けます。●費用等の記載がないものは無料です。



定額給付金事業を進めています

市では、国の定額給付金の申請書類を5月中旬に対象の世帯主様等へ送付します。

◎書類発送前に市職員が電話や訪問をすることはありません。給付金の送金を装った「振り込み詐欺」等には、十分ご注意ください。

◎市ホームページ「定額給付金」で検索してもご案内しています。
お問い合わせ 定額給付金室 ☎2998-9411・FAX29994-0709/メール a9411@city.tokorozawa.saitama.jp

固定資産税の縦覧・閲覧

土地価格等縦覧帳簿または家屋価格等縦覧帳簿により、市内の土地または家屋の価格を縦覧し、自己の土地または家屋の価格と比較することができます。

縦覧期間/場所 4月1日(水)～6月1日(月) (土・日曜日、祝休日を除く午前8時30分～午後5時) / 市役所2階資産税課

縦覧できる方 ▼納税者(本人) ▼同居の親族 ▼委任状(法人の場合は代表者印を押印)を持参

市民と市長のふれあいトーク



市民の皆さん、私と一緒に語りましょう。
とき 4月23日(木) / ①午前9時～、②午前9時30分～、③午前10時～、④午前10時30分～、⑤午前11時～
◎懇談時間は20分以内です。

ところ 市役所3階第5委員会室 定員 申し込み先着5人(組) / 1組3人まで(市内在住者)
◎懇談内容は市政へのご意見・要望です。政治・宗教・営業活動はお断りします。予約枠・懇談内容が重複の場合は先着者が優先です。
申し込み・問い合わせ 4月1日(水)から参加者と懇談内容を市民相談課(☎2998-9092・FAX2998-9041)へ電話

の代理人 持参する物 本人確認ができるもの(運転免許証・パスポート・健康保険証等)
◎手数料はかかりません。

本人の資産に関する新年度の価格等の閲覧ができます。
閲覧期間/場所 平成21年4月1日(水)～22年3月31日(水) (土・日曜日、祝休日、年末年始を除く午前8時30分～午後5時) / 市役所2階資産税課

閲覧できる方 ▼納税義務者(本人) ▼同居の親族 ▼委任状(法人の場合は代表者印を押印)を持参の代理人 ▼借地人 ▼借家人 ▼売買・相続等で賦課期日(1月1日)後に所有者になった方等持参する物 閲覧できる方であるか確認ができるもの(賃貸借契約書、登記事項証明書等)および本人確認ができるもの(運転免許証・パスポート・健康保険証等) 手数料 2000円/1回

◎4月1日(水)から6月1日(月)までは、納税義務者は無料です。
問い合わせ 資産税課 ☎2998-90068・FAX29998-94009

平成21年度国民年金保険料の改定
月額 14,660円
◎納付書は4月初旬に社会保険事務所から送付されます。

前納割引 国民年金保険料の1年分、または半年分を前納用の納付書で期限内に納付する場合に保険料を割引
前納額 ▼1年前納：172,800円(3,120円割引) ▼半年前納：87,250円(710円割引)

前納期限 ▼1年前納・半年前納(4月～9月分)：4月30日(木) ▼半年前納(10月～3月分)：11月2日(月)

◎前納用の納付書がない場合は、埼玉国民年金電話相談センターにご連絡ください。
問い合わせ 同センター ☎2995-1165、国保年金課 ☎2998-9095・FAX2998-9061

国民健康保険の夜間・休日納税窓口
とき ▼夜間：4月28日(火)、30日(木) / 午後5時～8時 ▼休日：4月4日(土)、19日(日) / 午前8時30分～午後5時
ところ 市役所1階国保年金課
問い合わせ 国保年金課 ☎2998-9131・FAX29998-9061

市税の夜間・休日納税窓口
市税の内訳 市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、事業所税等
とき ▼夜間：4月1日(水)、27日(月)、28日(火)、30日(木)、5月1日(金) / 午後5時～8時 ▼休日：4月4日(土)、26日(日) / 午前8時30分～午後5時
ところ 市役所2階収税課
問い合わせ 収税課 ☎2998-9073・FAX2998-94009

はり・マッサージュ施術費補助額を変更
後期高齢者医療の対象者(一部)

国民健康保険の届け出は14日以内に!

退職等により勤務先の健康保険の資格がなくなった方、または扶養からはずれた方は国民健康保険への加入が必要です。また、国民健康保険に加入の方が就職して勤務先の健康保険に加入したり、健康保険の被扶養者になったりした場合は、国民健康保険からぬける届け出が必要です。
国民健康保険に加入する場合、資格は、今まで加入していた健康保険の資格がなくなった日、または所沢市に転入した日から発生しますので、届け出はお早めをお願いします。

国民健康保険の各種届け出	届け出が必要な場合	手続きに必要なもの
加入	所沢市に転入してきたとき	印鑑
喪失	職場の健康保険からぬけたとき、またはその扶養からはずれたとき	印鑑・資格喪失証明書
喪失	子どもが生まれたとき	印鑑
喪失	所沢市から転出するとき	印鑑・国民健康保険被保険者証
喪失	職場の健康保険に入ったとき、またはその扶養になったとき	印鑑・職場と国民健康保険の両方の被保険者証
喪失	死亡したとき	印鑑・国民健康保険被保険者証
その他	市内で住所が変わったとき	印鑑・国民健康保険被保険者証
その他	世帯が分かれたり、いっしょになったりしたとき	印鑑・国民健康保険被保険者証
その他	世帯主が変わったとき	印鑑・国民健康保険被保険者証
その他	退職者医療制度の対象になったとき	印鑑・国民健康保険被保険者証・年金証書
その他	国民健康保険被保険者証を紛失したり、汚したりして使えなくなったとき	印鑑
その他	※修学により所沢市から転出するとき	印鑑・国民健康保険被保険者証・在学証明書

届出先 市役所1階国保年金課または各出張所(市民課サービスコーナーを除く) ※の届出先は、国保年金課のみでの手続きとなります。
国民健康保険に新たに参加する場合、または紛失等で国民健康保険被保険者証を再交付する場合に被保険者証を即日交付するには、本人確認のため住民基本台帳カード(写真付き)、運転免許証、パスポート等が必要です。
◎お持ちでない場合、後日に簡易書留での郵送となります。喪失およびその他の届け出の際、持参していただく国民健康保険被保険者証は、届け出の必要な該当者(全員が該当する場合は全員)のものとなります。
問い合わせ 国保年金課(☎2998-9131・FAX2998-9061)

小児慢性特定疾患医療給付の継続申請
対象 小児慢性特定疾患医療受給者証をお持ちで、引き続き治療が必要な20歳未満の方
期間 5月1日(金)～6月15日(月) (土・日曜日、祝休日を除く)
受付場所 所沢保健所
◎詳細はお問い合わせください。

麻しん風しん混合(MR)予防接種
次の年齢の方は平成21年度麻しん風しん混合予防接種の対象者です。4月中に予防接種の申し込みをします。市内の予防接種協力医療機関で平成21年4月1日から22年3月31日までに接種してください。
▼平成15年4月2日～16年4月1日生まれの方(幼稚園・保育園の年長児に相当)：第2期
▼平成8年4月2日～9年4月1日生まれの方(中学1年生に相当)：第3期
▼平成3年4月2日～4年4月1日生まれの方(高校3年生に相当)：第4期

平成22年度	第3期	平成9年4月2日～10年4月1日生
	第4期	平成4年4月2日～5年4月1日生
平成23年度	第3期	平成10年4月2日～11年4月1日生
	第4期	平成5年4月2日～6年4月1日生
平成24年度	第3期	平成11年4月2日～12年4月1日生
	第4期	平成6年4月2日～7年4月1日生

問い合わせ 保健センター母子保健課(☎29991-1811・FAX2995-1178)